

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所
© 2010 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2010年10月号(J134)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 今年対台湾投資 10 億元超 IBM、台湾研究開発拠点が最大規模 研究者も千人へ
- 02 エピタキシ最大手の晶元光電が豊田合成とクロスライセンス
ハイテク型産業クラスターが形成された台湾は LED 生産で世界一を目指す
- 03 アップルから 1 億個の LCD ドライバ IC DRAM 大手の力晶が受注生産
- 04 特許出願分野 デジタル技術が半導体を抜いてトップへ
LED、太陽電池関連出願も大幅に成長 次世代産業の動向を反映
- 05 特許出願日認定を厳格に、内容補正の場合 補正がなされた日が出願日
- 06 特許発明産業化推進方案 6 年間に 118 億元の資金を投入
六つの戦略を打ち出し、経済効果 1,130 億元に達する見込み
- 07 台湾工業研究院が米 2010 年「科学技術革新賞」金賞と「R&D 100 アワード」受賞
超薄型フレキシブル基板ディスプレイ技術で世界各国からの強敵を圧勝
- 08 中国語圏デジタルコンテンツ取引センターの立ち上げに 39 億元を投入
- 09 「2010 投資台湾サミット」 多国籍企業 27 社から千億元超の外資誘致
- 10 知的財産専門法廷設置 裁判官が 30 人未満の地裁が対象外
- 11 台湾投資環境評価世界 4 位、アジア 2 位 米 BERI 報告発表
- 12 世界経済フォーラムの 2010 年世界競争力ランキング 台湾は世界 13 位
- 13 スイス IMD の 2010 年世界競争力年間報告、起業家精神 台湾は世界 3 位

台湾知的財産権関連判決例 (抜粋)

- 01 酸化防止製法特許 LCD パネル大手の AUO 社に勝訴判決、知的財産裁判所
■裁判番号：知的財産裁判所 99 年度行専訴字第 54 号

- 02 中国のメモリーメーカー「朗科」は台湾メーカーを相手に特許侵害訴訟
特許侵害成立 板橋地裁から 1600 万円の賠償金支払命令
➡裁判番号：板橋地方裁判所 96 年度重智字第 14 号
- 03 特許出願への拒絶査定 「如何なる調査もせずにした処分は不合法」
➡裁判番号：知的財産裁判所 98 年度行専訴字第 121 号
- 04 米製薬大手 Eli Lilly & Co.との特許侵害訴訟、台湾東洋に有利な決定
➡裁判番号：知的財産裁判所 98 年度民抗更（一）字第 4 号
- 05 HTC 発売のスマートフォン「DIAMOND2 3G」 特許侵害告訴不成立
➡裁判番号：知的財産裁判所 98 年度民専訴字第 102 号

今月のトピックス

J100917X5

01 今年対台湾投資 10 億元超 IBM、台湾研究開発拠点が最大規模 研究者も千人へ

IBM はこの間、対台湾投資を拡大すると発表し、今年の投資額は 10 億元（約 27 億円）を超えると思われる。年内にも台湾拠点における研究開発者の人員編成を全体の四割から五割に引き上げるといふ。

IBM の台湾拠点は x86 サーバーの研究開発を行う中心地と位置づけられ、ほかには、アメリカのノースカロライナ州の州都であるローリーにも拠点があるが、台湾拠点に匹敵するほどの規模ではない。また台湾 IT 産業クラスターが形成された点に着目して、IBM は IT Appliance（アプライアンスとは：特定の機能に特化したコンピュータのこと。家庭用ゲーム機や単機能サーバ、Web 閲覧・メール送受信専用端末などがこれにあたる）の研究開発センターを台湾に設ける方向で検討しており、しかし一方でシンガポール当局も候補地に名をあげている。

IBM は来年に設立 100 周年を迎え、IBM 台湾法人も設立して 54 年を経過している。9 月 16 日、台北市南港ソフトサイエンスパークにおける新しい研究開発センターの運用開始に際して、台湾 IBM は、従業員数に占める研究開発者の数を今の四割から五割（1 千人）へ引き上げると発表した。IT アプライアンスは IBM の重点発展業務であり、これまでに分かれていたソフトウェアとハードウェアの業務を統合して、設計時に直接ソフトウェアをハードウェアに取り込む方針で、台湾に IT アプライアンスができれば、台湾のハードウェアメーカーだけでなく、ソフト設計業者のグレードアップにもプラスである。

1999 年、IBM は台湾にソフト研究開発センターを設立して以来、金融機関向けソリューションと電子商取引ソフトの開発を進めてきた。2004 年に x86 サーバー研究開発センター、2009 年にクラウドコンピューティング技術構造の研究センターをそれぞれ設立。今までは総本部の指示を受けて動いてきた台湾拠点は今や、自主的研究開発を行う立場に転じ、顧客のニーズに応じて技術・製品の開発から販売まで一貫化したサービスを提供するようになっている。（2010.09）

J100917X5

02 エピタキシ最大手の晶元光電が豊田合成とクロスライセンス ハイテク型産業クラスターが形成された台湾は LED 生産で世界一を目指す

エピタキシ台湾最大手の晶元光電（Epistar、エピスター）は 9 月 16 日、LED 世界大手の豊田合成とクロスライセンスを締結することが発表された。これにより、双方が保有する LED 関連特許を互いに利用することができるようになった。

エピスターにより、今回は台湾の LED 川上メーカーが初めて LED 関連基本特許を所有する世

界大手とのクロスライセンス締結であり、同社の特許技術と市場地位が評価された証しである。クロスライセンスにより、両社の関係はより一層緊密になり、エプスターの国際競争力向上につながる。

「エプスターの一步は、台湾 LED 産業の大きな一步」とみる市場関係者は、訴訟に代えての協力関係の構築は世界的 LED 産業の発展を良い方向に導き、LED 照明時代の到来を早めることが期待できる。ヨーロッパは 2012 年には全面的に白熱灯の使用を禁止することになっていることから、60ワットの白熱灯に代わる LED 電球の小売価格は 9.99 ユーロに値下げされるとみられ、価格の下落は市場の拡大をけん引するだろう。コストダウンはいうまでもなく、これまで CREE、Lumileds、日亜化学、オスラム (Osram) としか技術提携をしなかった豊田合成とのクロスライセンスにより、エプスターは世界大手の仲間入りを実現することができたという点において大きな意義がある。

台湾は LED 生産で日本に次いで世界 2 位だが、基本特許の多くは日亜化学、豊田合成、米国の CREE、オランダの Lumileds、ドイツのオスラムが保有しているから、特定市場 (例えば日本) への参入が困難で、価格競争力が比較的弱い。たとえば川下業者が豊田合成からエプスターが受注生産した LED チップを購入する場合の価格は、直接エプスターから購入するより 3 割から 4 割高い。エプスターが特許の使用権を取得すれば、川下業者もより価格競争力の強い LED チップが手に入る。LED 業界は「台湾はいずれ LED 生産で世界一になる」と強気の発言。

エプスターと世界大手五社の協力関係	
会社名	協力関係
豊田合成	特許技術のクロスライセンス、日本のテレビ・照明市場への参入が可能
CREE	エプスターから赤色 LED を購入
日亜化学工業	エプスターから赤色 LED を購入
Philips Lumileds Lighting	4 元 LED 関連特許ライセンス供与
OSRAM Opto Semiconductors	受注生産

(2010.09)

J100913X5

03 アップルから 1 億個の LCD ドライバ IC DRAM 大手の力晶が受注生産

半導体大手の力晶 (パワーチップセミコンダクター) は 1 億個の 12 インチウェーハ・ドライバ IC の委託生産を受けることが報じられ、直接発注ではないが、アップル社から iPhone と iPad 用チップの受注生産が初めて。一方、華邦電子 (ウィンボンド・エレクトロニクス)、茂徳科技 (プロモス・テクノロジー) などのモバイル RAM メーカーも日本のエルピーダ (Elpida) を通じた受注生産が可能と予測され、いずれもアップル関連銘柄として注目されている。

力晶はマイコン世界トップシェアのルネサス エレクトロニクスを通してアップル社製品のサプライチェーンの一環に取り込んでもらうことができた。iPhone 一台につき 1 個のドライバ IC が必要、そして iPad 一台に 3 個のドライバ IC が必要である。アップル社から iPhone と iPad 用 LCD ドライバ IC のオーダーを受けたルネサスは総数 1 億個のこのオーダーを台湾の力晶に一任した形になった。台湾 DRAM メーカーは初めて標準型メモリー以外の半導体製品を生産することになり、台湾と日本が長い間メモリー分野における協力関係を築いた成果が開花したといえる。

力晶の 12 インチウェーハファウンドリは、世界に唯一パワーマネジメント、パネルドライバ IC など特殊な IC を製造するファブであり、生産が追いつかないほど注文が殺到。アップルは生産コストの節約を図るため、LCD ドライバ IC について 12 インチウェーハ採用を指定してルネサスに発注した。ところが、力晶は世界で唯一の 12 インチウェーハ採用ドライバ IC メーカーなので、このオーダーは力晶に発注したのと同然である。

低消費電力化したモバイル RAM 搭載の iPhone と iPad のおかげで、台湾 DRAM メーカーに新

しいビジネスチャンスがもたらされている。アップルはエルピーダに発注することが多く、エルピーダのパートナーである茂徳、華邦は間接的な恩恵を受けることになる。(2010.09)

J100923Y1/J100921Y1

04 特許出願分野 デジタル技術が半導体を抜いてトップへ

LED、太陽電池関連出願も大幅に成長 次世代産業の動向を反映

知的財産局の統計によると、去年の特許出願はデジタルデータ処理に関する技術が2,722件と最も多い。アップル社のスマートフォン「iPhone」の発売に伴い、タッチパネルの需要が高まり、特許出願件数の消長にも反映している。一方、2009年における半導体産業分野の特許出願件数は1,796件と二番目に多いが、技術の成熟化により、減少傾向が目立つ。特許出願数は3~4年先の市場動向を反映するといわれることから、デジタルコンテンツ処理などのデジタル技術・製品がしばらく世の中を盛り上げる材料となるだろう。

これから注目に値するのは、グリーンエネルギーテクノロジーがもたらすビジネスチャンスである。世界市場をリードする半導体産業が後押しする中、太陽電池・モジュール製造技術・設備に関する特許出願数が2007年から2009年までの三年間で105%の成長率を実現し、太陽電池の生産量も2007年にアメリカを追い越し、世界四位になった。

LED産業界は急速に発展しつつも、LED世界大手五社が所有する発光ダイオード関連基本特許で築かれた包囲網を突破するには、新技術の開発を急ぐ必要がある。こうした取り組みは2009年の特許出願数(740件)に反映されている。

2009年の特許出願数はそれぞれデジタルデータ処理、半導体装置、光学制御、プリント回路及び映像通信が上位5位を占め、総出願数の28.8%を占めている。少数の技術分野に過度に集中するのが産業の発展・多様化には好ましくない、と知的財産局は調査の結果にコメントした。

台湾における特許出願技術分野トップファイブ						
技術分野	2007年		2008年		2009年	
	件数	総出願数に対する割合	件数	総出願数に対する割合	件数	総出願数に対する割合
デジタルデータ処理	2,276件	9.80%	2,691件	11.30%	2,722件	12.00%
半導体装置	2,538	10.90	2,102	8.80	1,796	7.90
光学制御	766	3.30	942	4.00	740	3.30
プリント回路	839	3.60	867	3.60	673	3.00
映像通信	682	2.90	669	2.80	611	2.70

(2010.09)

J100921Y1

05 特許出願日認定を厳格に、内容補正の場合 補正がなされた日が出願日

特許手続審査基準の改定に伴い、特許出願の願書及び明細書の内容が完備した日が出願日になる。改定のポイントは、出願日の認定、願書または明細書の記載漏れの取扱い、外国語書面による中文本の補正、出願人の未記載による出願日の確定不能、未審査の場合の料金返還申請可能などがある。

特許出願の品質確保及び第三者への公平性を考慮して、特許出願時に、明細書又は図面に欠缺があるため、技術が十分に揭示できなくなり、事後に内容を補完する場合、補完がなされた日を出願日とする。したがって、願書、明細書、図面、図説を添付せず、または明細書には発明に関

する説明や特許請求範囲に関する記載がない、図説に図面が記載されていない場合、出願日を認定してもらうことができない。添付した明細書に、「発明の説明」若しくは「特許請求範囲」または図面に欠缺がある場合、出願人による補正がされた場合が出願日になる。

このほか、外国語書面出願の場合、複数の外国語書面や外国語書面のページが一部抜け落ちている場合の処理原則及び後で提出する中文本は出願時の外国語書面に基いて翻訳されるべきこと、外国語書面は補正できないなどの規定を新たに盛り込む。指定期間に中文本を提出しない場合、出願が受理されなくなる。審査時に中文本と外国語書面が一致しないことが発覚した場合、期間を限定して内容が一致した中文本の提出を出願人に通知すべきこと、期間内に補正をせず、または外国語書面出願における明細書、図説に掲示された範囲を中文本が超えた場合、出願日は外国語書面が提出された日ではなく、補正中文本が提出された日となる。

また、出願人が指定した代表図が不適切である場合、代表図指定の機能を果たさせるため、審査官は職権により改めて指定し、または修正をすることができる。出願人が最も関心が高い料金返還制度について、特許出願が第一回の審査通知前に取り下げられた場合、知的財産局は実体審査又は再審査請求の料金を返還する。(2010.09)

J100910Y1/J100909Y1/J100906Y1/J100910Y5/J100909Y5/J100906Y5

06 特許発明産業化推進方案 6年間に118億元の資金を投入

六つの戦略を打ち出し、経済効果1,130億元に達する見込み

9月9日の行政院会議で「特許発明産業化推進方案」が可決されたことにより、經濟部、国会科学委員会及び農業委員会は連携して、逐年科学技術予算を編成し方案を推進することになった。今年から2015年にかけての6年間に総経費118億元を投入して、1. 特許付加価値向上指導カウンセリングセンターの設置、2. 台湾技術取引統合サービスセンター(TWTM)の機能強化、3. 商品化認証サービスの指導、4. 政府資源統合による企業所有特許の商品化指導、5. 個人発明家を対象にする起業家育成或いは新製品開発への指導・補助、6. 政府科学技術専門計画における研究成果の商品化促進、を柱とする方案を推し進め、5,700件の特許技術の移転、実施許諾、譲渡などの取引を促し、産業化を図る。この方案で3.9万人の雇用機会、200億元の民間投資、1,130億元の経済効果の創出という目標が掲げられている。

台湾はこれまで世界規模の発明品展で数多く受賞し、先進国よりも高い技術の発展を遂げている。特許技術は今の製造業にとって企業の価値や競争力を左右するカギとなっているが、経済当局が調べたところ、台湾の特許発明が商品化される確率はわずか0.3%とかなり低い水準。特許発明の産業化にはパイヤー探し、資金調達、連携相手の選択などを含めて政府の力添えが不可欠である。現在関連当局で検討中の方法は次の三点が挙げられる。

- 一. カウンセリングセンター設置：発明家の起業を支援したり商品開発に協力したりする。
- 二. 取引の媒介：発明家の特許発明をより市場価値のあるものにしたうえで、興味のある企業に商品化を任せる。
- 三. 技術開発の指導、或いは商品化に必要な特許の統合（パテントポートフォリオなど）を行い、工業研究院など技術開発で豊富な経験を有する研究機関を顧問に起用し、特許発明の商品化に協力させる。

特許発明産業化推進方案	
項目	内容
実施期間	2010年～2015年
経費	118億元
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 特許の媒介取引の効率性の向上 ● 特許の商品化・事業化に向けた環境整備
予期効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用機会の創出（3.9万人） ● 6年間で経済効果1,130億元（予測値）

(2010.09)

J100928Y5/J100928Z5

07 台湾工業研究院が米 2010 年「科学技術革新賞」金賞と「R&D100 アワード」受賞 超薄型フレキシブル基板ディスプレイ技術で世界各国からの強敵を圧勝

台湾の工業技術研究院は、厚さが僅か 0.01 センチの超薄型フレキシブル基板ディスプレイ製造技術 (FlexUPD display technology) で、ノキア、マイクロソフト、フォードなどを含め世界 30 カ国の 597 の研究機関や個人発明家を圧勝し、米ウォールストリートジャーナル紙が主催する第十回『2010 WSJ テクノロジー イノベーション アワード』の金賞 (最優秀賞) を受賞したことが 9 月 27 日付同紙の報道で発表された。600 件近くの発明品から最終的に 49 件の技術が選出され、受賞率は 8%。工業研究院は今年の早い時期に同じ技術で 2010 年の『R&D100 賞^注』を受賞している。

(注: 『R&D100 賞』は、月刊発行部数 9 万部を誇る米国の雑誌 R&D 誌により、過去 1 年間に開発された世界の先端技術のトップ 100 に贈られる賞)

電子製品のフレキシブル化は時代の流れになっている。今回、工業研究院が受賞した技術の力は軽く、薄くかつ透明度の高いフレキシブルなプラスチック基板上に多層構造の電子素子を作製した後においても、なお簡単にこのプラスチック基板を切断するような方法でガラス基板から取り外すことができ、厚さが僅か 0.01cm の超薄型フレキシブルなカラーディスプレイの製造に成功したことにある。このプラスチック基板を取り外した瞬間、工業研究院が自ら開発した粘着力の無い「De-bonding Layer」という材料が機能したことが優勝に結び付いたという。

この新技術は世界大手各社が金属箔を基板とし、或いはレーザーを使って取り外す技術をはるかにリードしている。容易性、低コストのメリットから、台湾の LCD メーカーに現有の製造プロセスの優位性を利用して、高可とう性を持つフレキシブルなディスプレイ電子デバイスの生産体制に突入することが可能である。

工業研究院が最近発表した 6 インチの超薄型フレキシブルカラーディスプレイはこの技術を使って開発した最先端製品である。輝度が 150 ニト (nit、明るさを表す単位) に達し、厚さ僅か 0.01cm のディスプレイを折り撓めてもカラー映像の再生が続けられ、半径 5 cm 以下の弯曲も可能。実験の結果、ディスプレイは 1 万 5 千回にわたって繰り返して折り撓めていても、その動画再生機能に影響することはなかった。

工業研究院は 2008 年から多用途フレキシブルな電子基板の研究開発に取り掛かり、世界各国に 95 件の関連特許を出願中。技術移転や技術提携に興味のある業者との交渉を歓迎するという。

ウォールストリートジャーナルは紙面の半分に工業研究院の受賞を報道し、審査員の一人であり、Booz & Company^注の創業者の一人でもある Barry H. Jaruzels 氏は報道で、工業研究院の受賞発明を安定性・量産性・価格競争力といったメリットをもつ新技術と評価し、消費者向け電子製品や双方向的端末製品の幅広い応用市場を切り開くスタートになるだろうとコメントした。

(注: 1914 年にエドウィン・ブーズにより創業された Booz & Company は、全世界 61 事務所に 3300 人以上のスタッフを擁するグローバルコンサルティング会社として、世界のトップ企業、政府及び諸機関にコンサルティングサービスを提供している) (2010.09)

J100907Y5/J100906Y5

08 中国語圏デジタルコンテンツ取引中心地の立ち上げに 39 億円を投入

9 月 6 日から 10 日にかけて開催する「デジタルコンテンツ週間」は、多元化したプラットフォームとシリーズイベントを行い、日本、韓国、中国、シンガポール、香港、マレーシア、インド、タイなどから百社以上の業界関係者を招き、「国際産業シンポジウム」、「技術及び商機交流」、「展覧会」、「商談会」などの投資誘致活動を通して、国際交流の強化と海外パイヤーの誘致を促し、対台湾投資を拡大させる狙いである。中国最大のデジタルコンテンツ関連ベンチャーキャピタル基金を管理する「盛大ネットワーク」会長も今回のイベントに参加し、台湾ゲーム業界とこのチャンスを利用して、商品の利用許諾・代理又は共同開発などにおいて協力関係を構築する可能性を

模索している。

台日韓デジタルコンテンツ産業フォーラムは台湾、日本、韓国が交代で開催し、今年（第七回）は台湾が主催し、去年の日本、韓国と結んだデジタルコンテンツに関する協力覚書に続いて、今年にはデジタル出版、電子ブックを軸に、「デジタルコンテンツ規格の標準化、デジタルコンテンツの利用許諾の促進、協力体制の強化、対外投資の拡大」といった議題について議論し、共通認識を達成することでデジタルコンテンツ産業のさらなる発展をめざし、共同でアジア市場開拓に取り組んでいきたいとしている。このイベントによって経済部工業局などの関連当局が閣僚レベルで政策と推進策の交流を行うほか、三カ国からの市場関係者が一堂に会し、国際業務と市場開拓を進める重要なプラットフォームにもなっている。

去年の台湾デジタルコンテンツ産業の売上高は 4,603 億元に達し、そのうち、ゲーム、動画、映像・音楽、e-ラーニング及びデジタル出版は年間平均成長率 35.6%と業績を伸ばしている。政府当局は 2009 年から 2014 年までの 5 年間に 38.86 億元を投入して、「デジタルコンテンツ産業発展旗艦計画」を実施し、国を挙げて中国語圏のハブ・コンテンツ取引中心地の立ち上げを目指している。(2010.09)

J100922Y8/J100921Y8/J100920Y8

09 「2010 投資台湾サミット」 多国籍企業 27 社から千億元超の外資誘致

ポスト ECFA（兩岸経済協力枠組み協議）に対応して、台湾経済部は 2010 年 9 月 21 日に「投資台湾サミット—新時代、新商機」（2010 Taiwan Business Alliance Conference-New era New opportunities）を開催し、外国大手企業や在外台湾企業、産官学各界から 600 人を超す代表者が一堂に会した。会議では 27 社（アメリカ企業 8 社、日系企業 6 社、ヨーロッパ企業 6 社及び台湾企業 3 社のほか、オーストラリア、シンガポール、香港、中国から各 1 社）が経済部と投資意向書（レター・オブ・インテント）に調印し、そのうち 14 社が新規投資、13 社が増資。総投資額は新台幣ドル 1,082.5 億元（約 2,815 億円）にのぼり、12,900 人の雇用機会を創出する効果が見込まれている。

PC 世界最大手のヒューレットパッカード（HP）は台湾における地域的研究開発拠点を世界的規模にグレードアップし、台湾の学術・研究機関とよりいっそう緊密な連携関係を構築し、台湾を HP 社の世界における研究開発中心地に立ち上げる方針を示している。欧州の独立研究機関で世界的に名を知られたベルギーのナノテクノロジー・半導体の研究開発機構、IMEC（Interuniversity Microelectronics Center）も台湾と協力して医療機器技術開発や 8 インチウェーハの進化を行う考えであるという。アメリカのスーパーマイクロ社は台湾の潜在力を見込んで、アジア太平洋地域における事業運営センターや 4000 人規模のデータ保存設備・サーバー製造工場を設立するなど台湾におけるグリーン IT 産業の発展に一役買う。金融サービス業においては、台湾に事務所を設けて 4 年が経ったスペインの BBVA 銀行は台湾における事業拡大を決め、国際金融業務を行うオフショア銀行(Offshore Banking Unit、OBU)及び DBU（Domestic Banking Unit、台湾の中央銀行が指定した外国為替業務を行う銀行。台湾国内勘定直接金融取引ができる）を設立し、台湾企業のラテンアメリカ市場参入に資金調達などの金融サービスを提供する。このほか、重点発展産業の一つである文化創造産業においても、日本の角川書店がネットワークデジタルライフスタイル製品大手メーカーの BenQ（ベンキュー）と提携して、電子ブックとデジタルコンテンツの共同開発を行う計画である。

「2010 投資台湾サミット」 地域別対台湾投資計画			
地域	会社数	投資金額 (億元)	雇用機会 (仕事件数)
アメリカ	8	722.0	5,260
日本	6	290.0	7,120
ヨーロッパ	6	26.5	50
台湾企業	3	28.0	70

その他	4	16.0	400
総計	27	1,082.5	12,900

「2010 投資台湾サミット」 投資意向書に調印した会社が運営する事業分野			
産業別	会社数	投資金額（億円）	雇用機会（仕事件数）
オプト - エレクトロニクス	8	941.0	7,000
クラウド コンピューティング	4	69.2	5,260
グリーンエネルギー	2	23.5	50
電動自動車	2	9.3	--
金融業	2	6.0	--
バイオテクノロジー	2	4.8	--
半導体	3	3.7	400
化学工業、紡績業、 文化創造産業、機械業	4	25.0	190
総計	27	1,082.5	12,900

対台湾投資会社 27 社の投資計画			
産業別	会社名	投資内容	投資金額 新台幣ドル (億円)
オプト - エレクトロニクス	クアルコム	携帯電話用チップ研究開発センター設置	—
	Applied Materials	フラットパネルディスプレイ製造設備	—
	キャノン	台中サイエンスパークにおける拠点を拡大して デジカメとレンズを製造。物流センター設置	110.0
	Brightek Optoelectronic	台湾上場、光電産業研究開発センター設置、先端製品製造	3.0
	TPK Holding	台湾上場、研究開発センター設置、タッチパネル製造	15.0
ガラス基板	Corning Display Technologies	アジア太平洋地域研究開発センターを設置。パネルディスプレイやグリーンレーザープロジェクターの開発、グリーンレーザー工場設立	—
	旭硝子	次世代ガラス基板への投資拡大	—
	日本電気硝子	液晶ディスプレイ用薄型ガラス基板製造、中港サイエンスパークに進出	15~20
クラウド - コンピューティング	HP	世界初のハブ情報統合センター（Computing Hub）を設置して次世代コンピュータ及び周辺機器の研究開発を行う	36.14
	スーパーマイクロ コンピュータ	アジア太平洋運営センター設立、桃園八徳に4000人編成の工場を設置して保存設備及びサーバーを製造。	31.0
	Web house	クラウドコンピューティング情報処理センター設立	3.17
	AMD	APU 技術開発 （アクセラレーテッド・プロセッシング・ユニット）	—
電動自動車	ECotality Australia	電動車充電設備の開発	—
	HALO Motor	支社と電動車研究開発センターを設立	—
金融	Standard Chartered Bank	国内金融機関への投資拡大	—

	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria, S.A.	台湾支店設立	6.0
バイオテック	Henlius Biopharmaceuticals	5年以内に抗体新薬開発の製造工程センター設置	—
	GlaxoSmithKline	医薬品の研究開発と臨床試験実施への増資	—
半導体	SUMIKO Electronics Taiwan	半導体実装材料 COF (Chip on Film) の増産	3.2
	ASML	同社のアジア太平洋地域における唯一のサブミクロンレベルの露光装置の開発・製造センターを設置	11.0
その他	角川書店	デジタルコンテンツ制作センターを設立、BENQと電子書籍を共同開発	3.0
	日華化学工業	台界面活性剤の増産及び新製品の生産ラインの増設	—
	ベルギーIMEC	半導体技術の革新・応用センター設立、バイオ医療事業及びグリーンエネルギー向けの電子装置の研究開発	1.5
	Web-Pro	在外台湾企業が不織布生産工場を設立	10.0
	Beijing Holdings	卸・小売り業	5.5
	Evonik Degussa	グリーンエネルギー及びバックライト導光板モジュールの研究開発	—
機械	Tatung-Okuma	工作機械 (NC 旋盤) 製造の新工場設立	10.0

注：米クアルコム、日系企業旭硝子は投資金額を公表しなかったが、百億元超とみられる。

(2010.09)

J100930Y9

10 知的財産専門法廷設置 裁判官が30人未満の地裁が対象外

裁判官の専門化を進めるため、司法院は、高等裁判所とその分院（支部）、及び裁判官が30人未満の地方裁判所を除く全ての地方裁判所に知的財産関係案件を取り扱う専門法廷又は専門係を設置しなければならない、と指示した。

知的財産関係案件は専門的かつ特殊な類型の案件であるため、各地方裁判所においてこうした事件の審理にあたって、知的財産専門資格を取得した裁判官を優先的に起用すべきとされている。司法院は裁判官に職業教育を受けさせ、専門資格の取得を励ますため、知的財産専門訓練を三回行っている。

2008年7月に創設された知的財産裁判所が、高等裁判所レベルに位置付けられているため、地方裁判所で取り扱われることになっている知的財産関係の民事・刑事事件は依然として多い。

「各級裁判所裁判官が審理する民事・刑事及び特殊な専門事件の年度司法事務分配方法」により、各裁判所が知的財産関係の新受事件について、専門法廷又は専門係を設けて処理しなければならない。その法廷や係りの数は裁判所の長官が裁判所の業務量を踏まえて決める。民事・刑事類に分けて計算する。たとえば年間受理件数（知的財産関係事件）が100件以下の場合、審理に当たる裁判官を指定することを避けるため、二つの専門係を設けることが望ましい。年間受理件数が100件以上の場合、民事又は刑事法廷に一つの専門係を増設する。専門性の希薄化を避けるため、各裁判所における専門法廷又は専門係は二つの法廷又は六つの係りを上限とする。

(2010.09)

11 台湾投資環境評価世界 4 位、アジア 2 位 米 BERI 報告発表

米国のビジネス環境リスク評価会社 BERI (Business Environment Risk Intelligence) の最新報告によると、台湾の投資環境はスイス、シンガポール、ノルウェーに続く世界 4 位、アジア 2 位とランクされ、評価を受けた 50 か国のうち、歴年のランキングで最も順位が高い結果となった。台湾経済は世界的金融危機からいち早く回復し、中国との経済協力枠組み協定 (ECFA) 締結による中台関係の改善が順位の上昇につながったとみられる。

BERI は年に三回 (4 月、8 月、12 月) 「投資環境リスク評価レポート」を発表し、多国籍企業の角度から、各国における投資及び収益状況を踏まえた評価を行っている。去年の台湾の順位は世界 5 位、今年 4 月の発表で 4 位、第二回の調査でも同じ 4 位をキープし、総合評価は 1 ポイント上がって 71 点になった。

今回のランキングでは台湾の投資環境を「投資に適した地域」の 1B レベルと格付けしている。BERI によると、2010 年から 2011 年にかけて、台湾の政局は安定し、重大なリスクが存在せず、これから先 2 年間も引き続き中国と緊密な関係を維持できるとしている。2011 年も順位を世界 4 位にキープし、2015 年には 5 位になると予測される。

アジア地域では、シンガポール (世界 2 位、総合評価 78 点) に次いで 2 位。日本 (世界 6 位、68 点)、中国 (世界 15 位、60 点)、韓国 (世界 18 位、57 点)、マレーシア (世界 21 位、56 点)、インド (世界 29 位、46 点)、タイ (世界 32 位、45 点)、フィリッピン (世界 34 位、44 点)、インドネシア (世界 39 位、41 点)、ベトナム (世界 39 位、41 点) をリードしている。

一. 事業運営リスク指標：世界 3 位、アジア 2 位

台湾における事業運営リスクは世界 3 位 (69 点)、順位は前回 (2010 年第一回) より 2 ランク上昇、点数も 2 ポイント上がって、シンガポール、スイスに次ぎ、ノルウェーと並んだ。アジアではシンガポール (世界 1 位、73 点) に次ぎ 2 位、日本 (世界 18 位、56 点)、マレーシア (世界 21 位、54 点)、中国 (世界 22 位、53 点)、韓国 (世界 25 位、50 点)、インド (世界 26 位、49 点)、タイ (世界 32 位、43 点)、フィリッピン (世界 36 位、42 点)、ベトナム (世界 40 位、40 点)、インドネシア (世界 41 位、39 点) をリードしている。

2009 年の景気後退に比べて、2010 年の台湾の経済成長率が谷底から這い上がり、消費者信頼感指数も回復し、輸出の成長と民間消費の好調により、年間実質 GDP 成長率は 6.8% に達すると予測される。強い経済状況が雇用に反映され、2010 年の失業率は 5.5% より低く、2011 年は低下傾向が続くだろう。2011 年の台湾の事業運営リスクの評価は 70 点に上がり世界 3 位、2015 年は 70 点を維持して世界 3 位と BERI が予測する。

二. 政治リスク指標：世界 11 位、アジア 2 位

台湾の政治リスク指標は世界 11 位 (60 点)、順位は前回 (2010 年第一回) より 2 ランク上がる。アジアではシンガポール (世界 1 位、76 点) に次ぎ 2 位。その他の国に対する評価はそれぞれ次の通り。日本 (世界 14 位、57 点)、中国 (世界 16 位、56 点)、マレーシア (世界 23 位、51 点)、韓国 (世界 24 位、50 点)、ベトナム (世界 25、48 点)、フィリッピン (世界 29 位、43 点)、インド (世界 33、42 点)、タイ (世界 40 位、38 点)、インドネシア (世界 43 位、35 点)。

BERI によると、6 月下旬に中国と経済協力枠組み協定 (ECFA) を結んだことにより、台湾の政治リスクは効果的にコントロールされている。これから先の二年間、アメリカとの関係も安定した状態が続き、アメリカも今までどおりに台湾に武器を売却するだろう。2011 年の台湾の政治リスク評価は 61 点に上がり世界 11 位、2015 年はさらに 62 点に上がり世界 12 位、2020 年は 64 点へ世界 12 位と予測される。

三. 為替リスク指標：世界 3 位、アジア 2 位

台湾の為替リスク指標は世界 3 位 (85 点) と前回 (2010 年第一回) と同じで、点数は 1 ポイント上がる。アジアでは日本 (世界 1 位、90 点) に次ぎ、シンガポールと並んだ。韓国は世界 8 位・72 点、中国は世界 9 位・70 点、マレーシアは 19 位・62 点、タイは 25 位・53 点、インドネシアは 29 位・49 点、フィリッピンは世界 33 位・48 点、インドは 34 位・47 点、ベトナムは世界 47 位・34 点。

台湾の通貨は比較的安定した水準を維持している。輸出・輸入ともプラス成長が目立ち、外資誘致においては今年初めに営利事業所得税率（法人税）を 17%に引き下げるほか、世界的な投資誘致活動にあたる専門プロジェクトチームを設立するなど、見事な実績を上げている。中国との ECFA 締結も外資を引き付けるインセンティブの一つとされている。2011年の台湾の為替リスク評価は 85 点・世界 3 位、2015 年は 85 点・世界 4 位。

表 1 国別投資環境評価（2010 年第 2 回）

項目 国別	投資環境評価（総合指標）			事業運営リスク				政治リスク				為替リスク					
	2010- II			2015（予測値）		2010- II		2015（予測値）		2010- II		2015（予測値）		2010- II		2015（予測値）	
	採点	順位	格付け	採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位	採点	順位
スイス	79	1	1A	81	1	71	2	75	1	75	2	77	1	90	1	92	2
シンガポール	78	2	1A	79	2	73	1	75	1	76	1	76	2	85	3	86	3
ノルウェー	73	3	1B	74	3	69	3	70	3	68	3	69	4	81	6	84	6
台湾	71	4	1B	72	5	69	3	70	3	60	11	62	12	85	3	85	4
オランダ	70	5	1B	73	4	63	8	66	8	64	6	68	5	83	5	85	4
日本	68	6	1B	71	6	56	18	60	17	57	14	61	13	90	1	93	1
オーストリア	67	7	1B	69	8	67	6	70	3	68	3	70	3	67	13	68	14
ドイツ	66	8	1B	70	7	63	8	66	8	61	9	65	8	75	7	79	7
フィランド	64	9	1B	65	10	58	15	61	16	64	6	66	7	68	10	69	13
ベルギー	63	10	1C	64	11	68	5	70	3	52	20	53	23	68	10	70	11
スウェーデン	62	11	1B	66	9	58	15	62	15	61	9	64	9	67	13	71	10
カナダ	61	12	1C	64	11	63	8	67	7	57	14	60	14	63	17	64	19
アメリカ	61	12	1C	64	11	62	12	66	8	62	8	63	11	60	20	63	20
デンマーク	61	12	1C	63	14	63	8	66	8	54	19	56	19	66	15	66	16
中国	60	15	1C	63	14	53	22	56	22	56	16	58	17	70	9	75	8
アイルランド	59	16	1C	62	16	59	13	64	14	52	20	54	21	66	15	67	15
フランス	58	17	1C	61	18	56	18	60	17	55	18	58	17	63	17	66	16
イギリス	57	18	1C	62	16	59	13	65	13	60	11	64	9	51	27	54	27
韓国	57	18	1C	61	18	50	25	54	23	50	24	54	21	72	8	74	9

表 2 台湾の投資環境最新評価（2010 年第二回報告）

		順位	備考
総合評価		世界 4 位	順位は前回と同じ。総合採点は 1 ポイント上がって 71 点に。トップスリーはスイス、シンガポール、ノルウェーの順。
項目別 順位	事業運営リスク 指標	世界 3 位	順位は前回の 5 位から 3 位へ上昇。 点数は 69 点（前回より 2 ポイント上がる）。 トップツーはシンガポール、スイスの順。
	政治リスク指標	世界 11 位	順位は前回の 13 位から 11 位へ上昇。 アジアではトップのシンガポールに次ぎ 2 位。
	為替リスク指標	世界 3 位	順位は前回と同じ。 点数は 1 ポイント上がって 85 点に。 1 位は日本、2 位はスイス。アジアではシンガポールと同じ 点数で 2 位。

注：50 か国が評価の対象となっている

(2010.09)

J100910Z8/J100909Z8

12 世界経済フォーラムの 2010 年世界競争力ランキング 台湾は世界 13 位

世界経済フォーラム（WEF）がこのほど、発表した 2010 年の世界競争力ランキングでは、台湾は 13 位にランクされ、五つの指標で 139 か国のうち 1 位と認定され、歴年の記録を更新したものの、「雇用の弾力性不足」、「解雇コスト」、「資本流動規制」においては百位以外に転落して

いる。

台湾の格付けが前の年より一つ下落したのは、労働市場の効率性が要因の一つとみられている。金融市場の成熟度、経済構造や環境に対する評価（35位）もそれほど高くない。しかしながら、台湾はマンパワー、医療、高等教育、イノベーション能力などにおいては、非常に高く評価されている。

アジアのほかの国々を見てみると、シンガポールは政府の高効率と清廉度で世界3位をキープ、韓国は22位、中国は25位から27位に上昇した。2008年以前に、台湾の競争相手の韓国は最高位で13位とランクされた時期（当時、台湾は17位）もあったが、2009年になって台湾は一変して韓国（19位）を抜いて12位へ。2010年は台湾は13位、22位の韓国を突き放した格好である。

WEF 2010 世界競争ランキングにおける台湾の優位・劣位		
	項 目	順 位
優 位	百万人あたりの特許取得数	1
	現地市場の競争度	1
	電話回線数	1
	マラリア発生率	1
	マラリアの企業に対する影響	1
	金融サービス業の費用の安さ	2
	産業集積（クラスター）の深化	3
	国内株式市場での資金調達の難易度	4
	市場の寡占化の程度	4
	現地のサプライヤーの数	4
	バイヤーの多様化	5
	高等教育機関の合格率	5
	劣 位	雇用の弾力性不足
解雇のコスト		114
資金流動性規制		101
企業経営を始める前の三つの障壁：政策安定性、政府の効率性、労働法的規制 （注：WEFによる台湾企業に対する調査）		

WEF 2010 年世界競争力上位 15 位							
	順位		順位変動		順位		順位変動
	2010年	2009年			2010年	2009年	
スイス	1	1	変化なし	デンマーク	9	5	↓4
スウェーデン	2	4	↑2	カナダ	10	9	↓1
シンガポール	3	3	変化なし	香港	11	11	変化なし
米国	4	2	↓2	イギリス	12	13	↑1
ドイツ	5	7	↑2	台湾	13	12	↓1
日本	6	8	↑2	ノルウェー	14	14	変化なし
フィンランド	7	6	↓1	フランス	15	16	↑1
オランダ	8	10	↑2				

注：WEFは世界経済フォーラム。
2010年は139か国を対象に調査を実施。2009年は133か国が調査を受けた。
(2010.09)

J100907Z8

13 スイス IMD の 2010 年世界競争力年間報告、起業家精神 台湾は世界 3 位

スイスの経営開発国際研究所（International Institute for Management Development, IMD）が公表

した 2010 年世界競争力年間報告で、起業家精神についてアンケート調査を行ったところ、台湾は 6.98 点（10 点満点）でマレーシア、イスラエルに続いて去年の世界 7 位から世界 3 位へ上昇し、これまで 10 年間で最も上位を記録し、世界的な金融危機にさらされた台湾企業のフレキシブルな対応能力が高く評価されている。

国際社会においては、起業活動及びイノベーション活動を一つの国の起業家精神の活性化を反映するとしている。台湾経済部のデータによると、近年、台湾国内の新設会社数と資本額は緩やかな減少傾向にあるものの、今年 1 月から 6 月までの新設会社数は 18,171 社にのぼり、去年同期比 25.8% 増となっている。一方、新設会社の資本金は 1,056.6 億元と去年同期比 110.5% 増となることから、起業活動が活発化していることがわかる。

ベンチャーキャピタルは新しい会社を立ち上げるのに重要な資金源である。経済当局が公表した統計資料により、1982 年から 2009 年 11 月末の時点で台湾のベンチャーキャピタルは 2,435.4 億元にのぼり、投資案件 13,124 件、上場・店頭企業 435 社の実績を上げている。IMD によると、2010 年の台湾の「創業資金調達難易度」は香港、マレーシア、イスラエルに続いて世界 4 位。

企業に対し段階的な創業指導を行うため、経済部は 2004 年から 2009 年 6 月までの間に「創業円夢（Dream Come True）計画」の推進に取り掛かって以来、延べ 4 万 7,941 人に対する創業相談サービスを行っており、新設会社 1,292 社を指導し、56.97 億元の投資を促した。このほか、1997 年から 2009 年 6 月まで国内育成センターの支援を受けた新設会社数は 1,214 社、投資金額 161 億元、上場・店頭企業 45 社という成果を発表している。

起業家精神は台湾の世界競争力の優位性を示す指標の一つで、産業界におけるイノベーション能力を高めるのに有利である。台湾当局は経済構造の転換に向け、六大新興産業、十大重点サービス業及び四大新興知的産業の発展に力を入れているほか、より良き投資環境づくりにも積極的に取り組み、持続的な経済成長を目指して世界的に投資誘致活動を展開している。（2010.09）

台湾知的財産権関連判決例（抜粋）

01 酸化防止製法特許 LCD パネル大手の AUO 社に勝訴判決、知的財産裁判所

知的財産局はアメリカの特許を引用して、友達光電（AUO）による液晶ディスプレイの「表面酸化防止が可能なタッチパッド及びその製造方法」に関する特許出願を進歩性がないとして拒絶査定をした。これに対し、知的財産裁判所はこの間、知的財産局が引用した米特許によって、本件特許出願における特許請求範囲に進歩性がないことを証明することができないとして、知的財産局に「特許査定処分をすべき」とする判決を言い渡した。

2002 年 7 月 19 日、AUO は「表面酸化防止が可能なタッチパッド及びその製作方法」について特許を出願し、2008 年 7 月 10 日に知的財産局の許可を得て訂正本を提出し、当該特許の請求範囲は計 12 項目あると声明した。そのうち第 1~3 項及び第 7~12 項について、知的財産局の原処分審査に特許を付与すべきでない理由が見つからず、ただ「引証 1」で本件特許請求範囲第 4~6 項が特許法第 22 条第 4 項に違反することを理由に、本件出願は進歩性がないとし、拒絶査定をした。

本件特許請求範囲第 4 項は「金属製パッドの酸化防止が可能なオーガニック発光ダイオードの液晶ディスプレイ（LCD）製造方法」に関するものである。

一方、知的財産局が引用した「引証 1」は 2008 年 5 月 26 日に公告された米特許 US5757058 号。引証 1 の図面に示されたタッチパッドは金属層及び酸化インジウムスズ（Indium Tin Oxide、ITO）層で構成され、かつその ITO 層に金属層をカバーしておけば金属層の酸化を防ぐことができる。

裁判所が調べたところ、本件特許で開示された技術の特徴は、表面の酸化防止が可能なタッチ

パッド及びその製造方法である。まず、透光性素材の表面に敷かれた金属製パッドが、透光性素材の上にある各々の素子の導電性連結ルートを提供する機能を果たす。

次に、一部の透光性素材の表面に ITO 画素電極があるとしたうえで、金属製パッドの表面にさらに ITO カバー層（保護膜）がある。このカバー層によって金属製パッドの酸化による導電効果の低下を回避することが可能になる。

判決では、引証 1 を根拠に本件特許請求範囲第 4 項は進歩性がないと推論することができず、また知的財産局の査定意見書にも第 7 項は「進歩性がある」と認めていることから、知的財産局の本件特許出願に対する処分は前後矛盾し、不当であるとした。

02 中国のメモリーメーカー「朗科」は台湾メーカーを相手に特許侵害訴訟

特許侵害成立 板橋地裁から 1600 万元の賠償金支払命令

➡裁判番号：板橋地方裁判所 96 年度重智字第 14 号

中国のメモリーメーカー「朗科科技」は台湾メモリーメーカー「勁永」が製造するトラベル用 USB (Universal Serial Bus: ユニバーサル・シリアル・バス) が同社所有の特許権を侵害するとして訴訟を起こした裁判で、板橋地方裁判所は特許侵害成立と判断し、「勁永」に 1,600 万元の賠償金を原告会社に支払うよう命じる判決を言い渡した。

中国企業が台湾企業を相手取った初めての特許侵害訴訟だけに、同業界の注目の的となっている。が「勁永」を告訴する前に、すでに中国の数々の同業者や日本のソニーを相手に訴訟を提起している。「朗科科技」は今までの裁判で勝訴を獲得したことが多く、判決前に和解が成立し、サプライヤーの協力関係になったこともある。

「朗科科技」が台湾で取得した第 1237264 号特許は、「多機能半導体保存装置及びコンピュータ起動方法」に関するもので、「商福爾科技」に依頼して 3 年前に市場から購入した被告会社製造の係争商品を台湾大学工業研究センターに鑑定させたところ、被告会社が原告会社の特許を侵害したとの結論が出された。

03 特許出願への拒絶査定 「如何なる調査もせずにした処分は不適法」

➡裁判番号：知的財産裁判所 98 年度行專訴字第 121 号

「原相科技 (Pixart Imaging Inc.)」は知的財産局に対し「ナビゲーターチップ」に関する発明に係る特許出願をしたところ、知的財産局がその出願について如何なる調査もせずに出願を付与しない拒絶査定をしたのは不適法として、知的財産裁判所は知的財産局にその出願に特許査定をすべき判断を示した。

判決では、知的財産局は本件特許出願における独立項も付属項も進歩性がないことを証明することができない。原告会社の新発明のうち三項目は先行技術を利用したのはナビゲーターチップに関する特許を実施するのに必要なステップである。特許請求範囲を明確に記載しなければならないという特許法の規定に違反していないし、その他調査すべき証拠がなく、特許を付与しない事由に該当することもない。本件出願を特許査定すべきであると知的財産局に命じた。

原告会社は 2003 年 12 月に「ナビゲーターチップ」について知的財産局に特許出願をした。2005 年 2 月、知的財産局は出願を却下し、これを受けて「原相科技」は再審査を請求した。2007 年 5 月、前回の拒絶査定を維持した知的財産局に対し、「原相科技」は本件特許明細書の訂正本を提出して再び再審査を請求した。2008 年 7 月、知的財産局は依然として特許を付与しない処分をした。「原相科技」は同処分を不服として訴願手続きを行ったが、2009 年 9 月、經濟部訴願審議委員会から棄却の決定が下った。

「原相科技」は知的財産局に対する本件特許出願に続いて、アメリカの特許商標局にも同じ発明に関する特許出願をした。2007 年 7 月に米特許、翌年 11 月に中国特許を取得した。特許は属

地主義をとっているが、本件発明が米中の審査をクリアして特許を取得できたことから、確実に進歩性があると考えられる。にもかかわらず、知的財産局は「原相科技」への拒絶理由書にはなぜ拒絶査定をしたかについての理由を具体的に説明していない。

本件特許出願がなされた時期	特許名称	同一の発明について 外国特許を取得した時期	知的財産局を敗訴 とした理由
2003年12月	映像ナビゲーターチップ	米国：2007年07月 特許取得 中国：2008年11月 特許取得 台湾：2009年09月 拒絶査定	▶如何なる調査行為も行わなかった ▶進歩性がないことを証明できない ▶面接もしなかった

04 米製薬大手 Eli Lilly & Co.との特許侵害訴訟、台湾東洋に有利な決定

➡裁判番号：知的財産裁判所 98 年度民抗更（一）字第 4 号

台湾東洋薬品工業は米 Eli Lilly & Co.との特許侵害争訟において、知的財産裁判所は東洋に不利な原裁定（決定）を破棄し、東洋が新台幣ドル 2,963 万元或いはこれに相当する額の華南商業銀行発行の譲渡可能な定期預金を担保に提供すれば、米 Eli Lilly 社に有利な台北地裁 95 年度智裁全第 16 号決定の取り消しを認め、かつ申立て、抗告及び差し戻し前の再抗告の費用は米 Eli Lilly 社が負担するものとする。

東洋によると、同社は抗がん剤「Gemmis®注射薬」の原料である「Gemcitabine」に関する特許を巡り、米 Eli Lilly と長年訴訟を繰り広げてきた。地裁、高裁、最高裁による差し戻し審理の判決を経て、現在高等裁判所で審理している。訴訟期間中に米 Eli Lilly 社は相次いで仮差押え及び仮処分を申立てをしている。

東洋は知的財産裁判所の決定について、最高裁の判決に続く勝利であり、同社の抗がん剤「Gemmis®注射薬」の市場開拓にプラスである。「Gemmis®注射薬」は非小細胞肺癌、すい臓がん、膀胱がん、乳がん、卵巣がんなどのがん治療に使用され、台湾市場だけで年間市場規模は 6 億元と見込む。

05 HTC 発売のスマートフォン「DIAMOND2 3G」 特許侵害告訴不成立

➡裁判番号：知的財産裁判所 98 年度民專訴字第 102 号

携帯電話大手メーカーの宏達電 (HTC) が去年に発売したスマートフォン「TOUCH DIAMOND2 3G」(以下、係争商品) について、ある個人発明家が係争商品のディスプレイに別途タッチパネルを付け加え、その表示範囲に更にカメラを設置したことはその特許権を侵害したとして、知的財産裁判所に 100 万元の損害賠償を請求する訴訟を提起したが、裁判官はその個人発明家所有の特許は新規性に欠け、技術内容も係争商品使用技術と異なるため、その請求を退けた。

原告によると、自分は「隠しカメラ機能を有するディスプレイモジュールの単一化構造」に関する特許の権利者であり、知的財産局発行の特許証書を取得している。特許権利期間は 2009 年 5 月から 2025 年 5 月までとなっている。

係争特許の独立項で掲げられた特許範囲は「隠しカメラ撮影機能を有するディスプレイモジュールの単一化構造であり、ディスプレイパネルに別途パネル或いはタッチパネルを取り付けたうえ、ディスプレイパネルの表示範囲を超えた部分に延長区域があり、延長区域内部にカメラのモジュールが設けられている。」

去年 7 月、原告は係争商品の技術上の特徴がその発明と同様であると気づき、弁護士を通じて被告に書簡を渡し、特許侵害排除を求めたが、相手にされなかったため、訴訟を提起し 100 万元の損害賠償金の支払いを請求した。

被告によると、係争商品におけるカメラモジュールとパネルモジュールにはそれぞれ異なるフレキシブル電子回路が配置され、さらに各自の配線とコネクタを経由してマザーボードに接続する仕組みになっている。原告が主張するモジュールの単一化構造と異なり、特許侵害というのは何らかの誤解によるものだという。しかも、原告がいう特許発明の技術内容はすでにアメリカと日本に開示され、その特許範囲には新規性と進歩性がない。

知的財産裁判所は被告の答弁を容認し、原告の主張に理由がないとしてその請求を棄却する判決を下した。



台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2010 TIPLo, All Rights Reserved.

TIPLo
Attorneys-at-Law